

核抑止に関するロシア政策の基本原則



2020年6月2日、ロシア政府は「核抑止に関するロシア連邦国家政策の基本原則」を公表した。同文書には核抑止政策の原則や核兵器使用に移るための条件が記されており、この種の文書の全文公開はロシアの文書としては初めてである。本節では同文書のうち、核抑止の本質と核兵器使用に移行する条件を述べた部分を訳出する。

❖核抑止に関するロシア連邦国家政策の基本原則 (抜粋)❖

(略)

2020年6月2日

II. 核抑止の本質

9. 核抑止は、ロシア連邦および（または）その同盟国に対して攻撃を加えた場合、報復を受けることが不可避であることを潜在的敵国が確実に理解するこ

とを目的としている。

10. 核抑止は、いかなる状況においても核兵器の使用によって潜在的敵国に受け入れ難い損害を確実に与えることができる戦闘準備を整えた部隊と手段が、ロシア連邦軍のなかに存在すること、また、ロシア連邦がそうした兵器を使用する準備と決意を有することによって確保される。

11. 核抑止は、平時においても、直接的な侵略の脅威がある時においても、戦時においても、核兵器の実際の使用に至るときまで、確保される。

12. 主要な軍事的危険は、軍事政治的および戦略的状况の変化に応じて、ロシア連邦への軍事的脅威（侵略の脅威）に発展し得るが、それを相殺するために核抑止が行使されるような軍事的危険には以下のようなものがある。

(a) ロシア連邦やその同盟国に隣接する領土および隣接する水域における潜在的敵国による核兵器の運搬手段を保有する一般部隊群の軍備増強。

(b) ロシア連邦を潜在的敵国とみなす国による、ミサイル防衛のシステムと手段、短・中距離巡航および弾道ミサイル、高精度の通常兵器および極超音速兵器、無人攻撃飛行体、および指向性エネルギー兵器の配備。

(c) 宇宙空間におけるミサイル防衛および攻撃システムの開発と配備。

(d) ロシア連邦および（または）同盟国に対して使用され得る、核兵器、他の種類の大量破壊兵器、ならびにこうした兵器の運搬手段の国家による保有。

(e) 核兵器、その運搬手段、それらの製造のための技術および設備の野放図な拡散。

(f) 非核兵器国の領域への核兵器とその運搬手段の配備。

13. ロシア連邦は、ロシア連邦を潜在的敵国とみなし核兵器および（または）その他の種類の大量破壊兵器、または一般部隊の高度な戦闘力を有する個別国家および軍事連合（ブロック、同盟）に対して核抑止を行使する。

14. 核抑止を行使するにあたり、ロシア連邦は同国および（または）その同盟国に対して使用され得る攻撃兵器（巡航および弾道ミサイル、極超音速飛行体、無人攻撃飛行体）、指向性エネルギー兵器、ミサイル防衛装備、早期警戒システム、核兵器、および（または）その他の大量破壊兵器の、潜在的敵国による他国領域への配備を考慮する。

15. 核抑止の原則は以下のようなものである。

(a) 国際的な軍備管理義務の遵守。

(b) 核抑止を確かにするための活動の継続性。

(c) 核抑止の軍事的脅威への適応性。

(d) 核抑止の部隊と手段の使用の可能性について、その規模、時期、場所の潜在的敵国にとっての予測不能性。

(e) 核抑止の保証を担う連邦行政機関および組織の活動に対する政府統制の一元化。

(f) 核抑止部隊と手段の構造と構成の合理性、および与えられた任務の履行に十分な最小レベルにそれらを維持することの合理性。

(g)選ばれた一部の核抑止部隊と手段を戦闘即応態勢に常時維持すること。

16. ロシア連邦の核抑止部隊は、陸、海、空の核戦力を含む。

III. ロシア連邦が核兵器使用に移るための条件

17. ロシア連邦は、ロシア連邦および（または）その同盟国に対して核兵器および他の大量破壊兵器が使用された場合への対応として、また、ロシア連邦に対する通常兵器による侵略により国家存亡の危機に瀕した場合において、核兵器を使用する権利を留保する。

18. 核兵器使用の決定はロシア連邦大統領によって行われる。

19. ロシア連邦による核兵器使用の可能性を特定す条件は以下のとおりである。

(a) ロシア連邦および（または）その同盟国の領域を攻撃する弾道ミサイルの発射に関する信頼できる情報の受領。

(b) 敵によるロシア連邦および（または）その同盟国に対する核兵器または他の大量破壊兵器の使用。

(c) 破壊されると核戦力による反撃行動を損なうおそれのあるロシア連邦の非常に重要な国家または軍施設に対する敵による攻撃。

(d) 通常兵器によるロシア連邦に対する侵略行為であってロシア連邦が国家存亡の危機に瀕する場合。

20. ロシア連邦大統領は、必要に応じて、他国の軍、政治指導者および（または）国際機関に、ロシア連邦による核兵器使用の準備態勢、核兵器使用の決定、さらには使用した事実に関して通知することができる。

(略)